

事業系ごみの 分け方・出し方

事業系ごみの適正な分別を徹底して、ごみの減量化を!

ごみステーションに、 事業系ごみは出せません!

事業系ごみをごみステーションに出す行為は量の多少に関係なく不適正排出と見なされます。

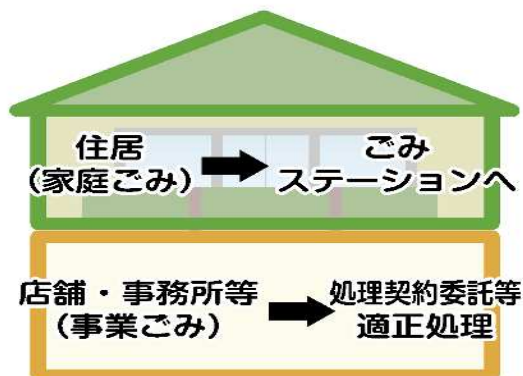
※廃棄物処理法に違反する行為であり、悪質な場合は処罰されます。

※事業所から出る資源化物をごみステーションなど拠点回収所へ持ち込むことは出来ません。



☆店舗兼住居の建物の場合は ごみを別々に処理してください。

店舗・事務所等と住居が同一建物であっても、家庭ごみと事業ごみをそれぞれ分別して適正に排出してください。



事業系ごみの処理方法は、法律によって決められています

事業系ごみの処理に当たっては、自己処理するか、県や市から許可を受けた業者に委託して処理する必要があります。

許可には、一般廃棄物と産業廃棄物に関するものがそれぞれにありますので、委託する場合には注意が必要です。

なお、許可を持たない不用品回収業者等に回収を依頼することはトラブルになる場合もあるため注意が必要です。

変更届に係る添付書類確認表（令和5年3月以降）

指定事業者・施設は、指定された内容に変更があった場合は、その変更に係る事項について、変更があった日から10日以内に「変更届」を提出することが必要です。ただし、事業所（施設）の名称・所在地（設置の場所）の変更、定員の増減（定員減は、算定される単位数が増えるものに限る）、共同生活住居の増等に関しては変更予定日の属する月の前月15日までに届け出てください。

また、介護給付費等の請求に関する事項については、毎月15日までに届出があった場合に翌月1日からの算定となります。（福祉・介護職員処遇改善加算の新規申請の場合のみ前々月末までに届け出てください。）

【提出する書類】

- 1 変更届出書（様式第4号）
- 2 添付書類（次の表を参考にしてください）
- 【報酬単位及び加算を算定（変更）する場合は 上記1・2に加えてください】
- 3 介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書（様式第2号）
- 4 介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等状況一覧表（様式第2号別紙）
- 5 基本報酬・各加算ごとの届出書

変更届出書の番号	変更する事項	居宅介護	療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者等包括支援	共同生活援助	障害者支援施設	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	添付書類	
		・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護															
1	事業所(施設)の名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・付表 ・運営規程 (・業務管理体制変更届出書)
2	事業所(施設)の所在地 従たる事業所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・付表 ・設備・備品一覧表 ・運営規程 ・消防法の適用確認 ・事業所の平面図 ・賃貸契約書・建物の登記事項証明書 ・事業所内外の写真 ・建築物関連法令協議記録 ・案内図 ・建物の構造概要 (・業務管理体制変更届出書)
10	共同生活援助住居追加	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	上記2に追加 ・勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・別紙 利用者の障害支援区分 ・別紙 共同生活援助に係る体制
3・4	申請者の名称 主たる事務所の所在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・運営規程 ・法人履歴全部事項証明書 (・業務管理体制変更届出書)
5	代表者の氏名及び住所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・法人履歴全部事項証明書 ・法第36条第3項各号及び暴力団員でないことの 規定等に該当しない旨の誓約書 (・業務管理体制変更届出書)
6	登記事項又は条例等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・法人履歴全部事項証明書
7	提供する障害福祉サービスの種類	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	重度障害者等包括支援を除く他のサービス等については、個別に指定申請の必要があります。
8	第三者に委託することにより提供する障害福祉サービスがあるときは、当該障害福祉サービスの種類並びに当該第三者の事業所の名称及び所在地	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

変更届出書の種別	変更する事項	居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者等包括支援	共同生活援助	障害者支援施設	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	添付書類
9	事業所の平面図及び設備の概要	○	—	○	—	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・平面図 ・設備・備品等一覧表 ・居室面積等一覧表 ・変更箇所を撮影した写真 (・消防法の適用確認) (・建築物関連法令協議記録)
10	建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	—	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・平面図 ・設備・備品等一覧表 ・居室面積等一覧表 ・変更箇所を撮影した写真 ・消防法の適用確認 ・建築物関連法令協議記録 ・建物の構造概要
	作業場（出張所）の追加	—	—	○	—	—	—	—	○	○	○	○	○	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・平面図 ・設備・備品等一覧表 ・消防法の適用確認 ・建築物関連法令協議記録 ・地図（案内図） ・作業場内外の写真 ・賃貸契約書・建物の登記事項証明書 ・建物の構造概要
11	管理者の変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・付表 ・経歴書 ・実務経験証明書 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・法第36条第3項各号及び暴力団員でないことの規定等に該当しない旨の誓約書 ・就任承諾書 ・実務経験証明書
	管理者の住所変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・付表 ・経歴書
	管理者の氏名変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・付表 ・経歴書 ・氏名変更が確認できる書類(戸籍抄本等)
12	サービス提供責任者の変更	○	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・付表 ・実務経験証明書（2級ヘルパーの場合） (行動援護・同行援護を行う場合) ・資格を証する書類 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・経歴書 ・就任承諾書
	サービス提供責任者の住所変更	○	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・付表 ・経歴書
	サービス提供責任者の氏名変更	○	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・付表 ・経歴書 ・氏名変更が確認できる書類(戸籍抄本等)
13	サービス管理責任者の変更	—	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・付表 ・経歴書 ・資格を証する書類 ・研修受講誓約書（参考様式11-2） (旧研修修了者・令和4年3月31日までの基礎研修修了者を配置する場合) ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・就任承諾書 ・実務経験証明書

変更届出書の種別	変更する事項	居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者等包括支援	共同生活援助	障害者支援施設	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	添付書類		
			サービス管理責任者の住所変更	—	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	サービス管理責任者の氏名変更	—	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・ 付表 ・ 経歴書 ・ 氏名変更が確認できる書類(戸籍抄本等)	
14	運営規程	職員の職種・員数、職務の内容	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・ 付表 ・ 運営規程 ・ 従業者の資格を証する書類 ・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・ 組織体制図	
		営業日・営業時間、サービス提供日、サービス提供時間	○	—	○	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	・ 付表 ・ 運営規程 ・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・ 組織体制図
14	運営規程	定員	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	・ 体制等届出書 ・ 体制等状況一覧表 ・ 付表 ・ 運営規程 ・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・ 組織体制図 ・ 利用者の障害支援区分等(生活介護のみ) ・ 共同生活援助に係る体制(共同生活援助) ・ 平面図(利用居室に変更のある場合) ・ 様式第3号(生活介護、就労継続支援A型・B型、障害者支援施設の定員を増加するとき)及びこれに伴う添付書類	
		定員 (就労継続支援A型での定員増の場合)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	上記 定員必要書類に追加 ・ 直近会計年度の経営実績(就労支援事業別事業活動明細書等) ・ 収支計画書(定員変更から2年分) ・ 作業量の積算根拠資料	
		利用者から徴収する費用の額	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・ 付表 ・ 運営規程
		サービスを提供する主たる対象者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・ 付表 ・ 運営規程 ・ 指定障害福祉サービスの対象を特定する理由
		各サービスの内容	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・ 付表 ・ 運営規程
		通常の事業の実施地域	○	—	○	—	○	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○

変更届出書の番号	変更する事項	居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者等包括支援	共同生活援助	障害者支援施設	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	添付書類
15	事業所の種別（併設型・空床型・単独型の別）															<ul style="list-style-type: none"> 付表・運営規程 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 組織体制図・平面図 居室面積等一覧表・設備・備品等一覧表 社会福祉施設設置変更届（副本の写し）
16	併設型における利用者の推定数又は空床型における当該施設の入所者の定員	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
17	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 付表 事業所と協力医療機関の位置図 協力医療機関との契約書（囑託契約書とは別物です）
18	医療機関との協力体制の概要	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	様式任意
19	連携する公共職業安定所その他関係機関の名称	-	-	-	-	-	-	○ 就労移行支援のみ	-	-	○	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 付表
20	関係機関との連携体制その他適切な支援体制の概要	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 付表 他の障害福祉サービス事業者など関係機関との連携及び支援体制
	受託居宅介護サービス提供に係る委託契約書の写し	-	-	-	-	-	○ 外部サービス利用型のみ	-	-	-	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 委託契約書の写し
	併設する施設がある場合の当該併設施設の概要	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 併設する施設の概要
	障害福祉サービス事業等変更届（岡山市障害福祉課へ提出）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出

		【提出書類】 ①変更届出書（様式第4号）②添付書類 ③介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書（様式第2号） ④介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等状況一覧表（様式第2号別紙）⑤基本報酬・各加算ことの届出書														
		（基本報酬）														
21	介護給付費等の請求に関する事項	基本報酬の算定区分	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 就労定着者の状況
	基本報酬の算定区分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	
	基本報酬の算定区分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	
	基本報酬の算定区分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	

変更する事項	居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者等包括支援	共同生活援助	障害者支援施設	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	添付書類
(各種加算)	【提出書類】 ①変更届出書(様式第4号) ②添付書類 ③介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書(様式第2号) ④介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等状況一覧表(様式第2号別紙) ⑤基本報酬・各加算ごとの届出書														
送迎加算	-	-	○	○	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	・送迎加算に係る利用者の状況(該当時)
食事提供体制加算	-	-	○	○	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	・運営規程(食事提供費用の記載) ・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・委託契約書の写し(第三者に委託する場合)
栄養士配置加算	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・付表 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・資格証(・実務経歴証明書)
栄養マネジメント加算	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	・付表 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・資格証(・実務経歴証明書)
口腔衛生管理体制加算	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	
日中活動支援加算	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・付表 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図
夜間職員配置体制加算・夜間看護体制加算	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	・付表 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 (・夜間看護体制加算に係る看護職員の状況)
看護職員配置加算 常勤看護職員配置加算	-	-	○	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	・付表 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・看護職員の資格を証する書類の写し
医療的ケア対応支援加算	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	・付表 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・看護職員の資格を証する書類の写し ・医療的ケア対応支援加算に係る利用者の状況及び受給者証等の写し
医療連携体制加算	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	・短期入所(5)・共同生活援助(7)の場合 ・付表 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・看護職員の資格を証する書類の写し ・病院・診療所・訪問看護ステーション等との連携により看護師を確保している場合については 契約書の写し ・重度化した場合における対応に関する指針

変更する事項	居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者等包括支援	共同生活援助	障害者支援施設	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	添付書類
地域生活移行個別支援特別加算	—	—	—	—	—	○	○	—	○ 宿泊型のみ	—	—	—	—	—	・付表 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・資格証 (・嘱託医契約書)
精神障害者地域移行特別加算	—	—	—	—	○	○	—	—	○	—	—	—	—	—	・付表 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・資格証の写し
強度行動障害者地域移行特別加算	—	—	—	—	○	○	—	—	○	—	—	—	—	—	・付表 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・研修修了書の写し
強度行動障害者体験利用加算	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	・付表 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・研修修了書の写し
重度障害者支援加算（Ⅰ）	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	・付表 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・重度障害者支援加算に係る医師意見書により特別な医療が必要な利用者の状況及び受給者証等の写し（Ⅰ）
重度障害者支援加算（Ⅱ）	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	・重度障害者支援加算に係る利用者の状況及び受給者証等の写し、研修修了者の修了証の写し（Ⅱ）
重度障害者支援加算	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	・付表 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・重度障害者支援加算に係る利用者の状況及び受給者証等の写し、研修修了者の修了証の写し
人員配置体制加算	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	・付表 ・人員配置体制加算に係る利用者の利用状況（生活介護） ・人員配置見直しに係る自主点検表 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	—	—	○	—	—	—	—	○	○	○	○	○	—	—	・付表 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に係る視覚障害者等の状況

介護給付費等の請求に関する事項

変更する事項	居宅介護・ 重度訪問介護・ 同行援護・ 行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者等包括支援	共同生活援助	障害者支援施設	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	添付書類
福祉専門職員配置等加算	-	○	○	○ 共生型のみ	-	○	-	○	○	○	○	○	-	○	<ul style="list-style-type: none"> 付表 勤務の体制及び勤務形態一覧表 組織体制図 福祉専門職員の状況及び資格証(加算Ⅰ・Ⅱ) 勤続3年以上の常勤の生活支援員等の状況実務経験証明書(加算Ⅲ常勤職員の勤続年数による場合) 共生型短期入所の場合 地域貢献活動実施の確認書類
リハビリテーション加算	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 付表 勤務の体制及び勤務形態一覧表 組織体制図 資格を証する書類の写し
個別計画訓練支援加算	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 付表 勤務の体制及び勤務形態一覧表 組織体制図 資格を証する書類の写し
延長支援加算	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 対象者の生活介護個別支援計画書の写し 営業時間が確認できる運営規程の写し 勤務の体制及び勤務形態一覧表 組織体制図
目標工賃達成指導員加算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 工賃向上計画 付表 勤務の体制及び勤務形態一覧表 組織体制図
重度者支援体制加算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 重度者支援体制加算に係る利用者の利用状況 障害基礎年金1級受給者の受給者証の写し
重度障害者支援加算	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 研修修了者の修了証の写し 障害基礎年金1級受給者の受給者証の写し 勤務の体制及び勤務形態一覧表 組織体制図
重度障害者支援加算	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 研修修了者の修了証の写し 勤務の体制及び勤務形態一覧表 組織体制図 強度行動障害を有する利用者の受給者証の写し
通勤者生活支援加算	-	-	-	-	-	○	-	-	○ 宿泊型のみ	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 通勤者生活支援加算に係る通勤者の状況
地域移行支援体制強化加算	-	-	-	-	-	-	-	-	○ 宿泊型のみ	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 付表 勤務の体制及び勤務形態一覧表 組織体制図
短期滞在加算・精神障害者退院支援施設加算	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	
就労移行支援体制加算	-	-	○	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 付表 勤務の体制及び勤務形態一覧表 組織体制図

介護給付費等の請求に関する事項

変更する事項	居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者等包括支援	共同生活援助	障害者支援施設	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	添付書類
就労支援関係研修修了加算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	・ 付表 ・ 勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・ 組織体制図 ・ 就労支援員に係る実務経験及び研修証明書
移行準備支援体制	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	
夜間支援体制加算(Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ)	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	・ 共同生活住居の前年度平均利用者数算定表(別紙) ・ 勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・ 共同生活援助に係る体制(別紙7) ・ 組織体制図
夜間支援体制加算(Ⅲ)	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	・ 共同生活住居の前年度平均利用者数算定表(別紙) ・ 勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・ 共同生活援助に係る体制(別紙7) ・ 組織体制図 ・ 利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制が分かる書類
夜間支援等体制加算(Ⅰ・Ⅱ)	-	-	-	-	-	-	-	-	○ 宿泊型のみ	-	-	-	-	-	・ 宿泊型自立訓練の前年度平均利用者数算定表(別紙) ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・ 組織体制図
夜間支援等体制加算(Ⅲ)	-	-	-	-	-	-	-	-	○ 宿泊型のみ	-	-	-	-	-	・ 宿泊型自立訓練の前年度平均利用者数算定表(別紙) ・ 勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・ 組織体制図 ・ 利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制が分かる書類
夜勤職員加配体制加算	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	・ 付表 ・ 勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・ 組織体制図
特定事業所加算	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・ 特定事業所加算に係る届出内容
賃金向上達成指導員配置加算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	・ 付表 ・ 利用者の就業規則 ・ (賃金向上計画書(経営改善計画書)) ・ 勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・ 組織体制図
社会生活支援特別加算	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	・ 従業者の資格 ・ 勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・ 組織体制図 ・ 資格を証する書類 ・ 研修の詳細を記載した資料
就労定着実績体制加算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	・ 勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・ 組織体制図
職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	・ 研修証明書

変更する事項		居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者等包括支援	共同生活援助	障害者支援施設	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	添付書類	
21	介護給付費等の請求に関する事項																
	居住支援連携体制加算	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	・居住支援法人又は居住支援協議会との連携の計画等を示す文書	
	ピアサポート実施加算	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○ 報酬区分Ⅲ・Ⅳのみ	—	—	・付表 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・研修修了書	
	ピアサポート体制加算	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	・付表 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・研修修了書	
	サービス管理責任者配置等加算	—	—	○ 共生型のみ	—	—	—	—	○ 共生型のみ	○ 共生型のみ	—	—	—	—	—	—	【共生型サービスのみ】 ・付表 ・経歴書 ・資格を証する書類 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図 ・就任承諾書 ・実務経験証明書
	訪問訓練あり	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	・付表 ・運営規程 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・組織体制図
福祉・介護職員（等特定）処遇改善（特別）加算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	・岡山市HP当該加算についての掲載部分を参照	

※上記の事項については、あくまで例示ですので、実際の手続（必要書類等）については、岡山市事業者指導課にご相談ください。

令和 年 月 日

利用者名 様

指定障害福祉サービス事業者名
代 表 者 名 印
連 絡 先

介護給付費・訓練等給付費の受領のお知らせについて
(法定代理受領のお知らせ)

利用者名 様に提供した下記のサービスに要した費用について、岡山市から下記のとおり利用者様に代わり支払いを受けましたので、お知らせします。

このお知らせの内容に疑義がある場合は、当事業所もしくは岡山市にお問い合わせ下さい。

記

サービス提供年月	令和 年 月 又は、令和 年 月 日～令和 年 月 日	
サービス内容		
受領日	令和 年 月 日	
代理受領金額 (A) - (B) + (C)	金 円	
代理受領額の内訳	サービスに要した費用の全体の額 (A)	金 円
	利用者負担額 (B)	金 円
	特定障害者特別給付費 (補足給付費) (C)	金 円

※ サービスに要した費用の全体の額については、別紙（明細書）を添付するか、計算過程を記載してください。

(参考様式)

施設外就労実施報告書

〒 700 - 8546 岡山市北区鹿田町一丁目 1 - 1 保健福祉会館 7階 障害福祉課 岡山市長 様
--

(報告者)	
所在地	
事業所名	
役職・代表者名	
事業所番号	

令和 年 月分の施設外就労実績について、以下のとおり報告します。

事業所のサービス種類	リストから選択
当該事業所の定員数	人
施設外就労を行う利用者数	人

就労先企業名																																			
所在地																																			
就労先企業の概要																																			
目標等の設定																																			
契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日																																		
受注作業内容																																			
ユニット名																																			
利用者名簿		利用者名	受給者証番号	当月分提供日数	備考																														
	A			0																															
	B			0																															
	C			0																															
	D			0																															
	E			0																															
	F			0																															
実施日	曜日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計		
	A																																		0
	B																																		0
	C																																		0
	D																																		0
	E																																		0
	F																																		0
就労時間(通常者)																																		0.0	
利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
配置職員																																		0.0	
																																		0.0	
																																		0.0	
																																			0.0
その他																																			

添付書類: 報告先市町村の利用者について、個別支援計画書、該当する利用者の実績記録票(いずれも写)を添付すること。

(注) 1ユニットあたりの最低定員は1人以上とする。

施設外就労を行う利用者に対して、常勤換算により必要な職員が配置されていること。

「利用者名簿」欄は、報告先市町村以外の利用者は、備考欄に市町村名を記載すること。

「就労時間」欄は、実働時間とし小数第1位まで記載すること。

「配置職員」欄は、職員氏名を記載するとともに、職員の施設外就労先での配置時間数を記載すること。

その他欄には、目標の達成状況、個別支援計画の見直し等について適宜記載すること。

この報告書は、施設外就労を行った翌月15日頃までに各市町村へ添付書類とともに郵送してください。

もんげー
岡山!

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 研修制度の改定について

令和元年度版



※令和元年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修資料を一部
改編

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者養成の現状及び課題

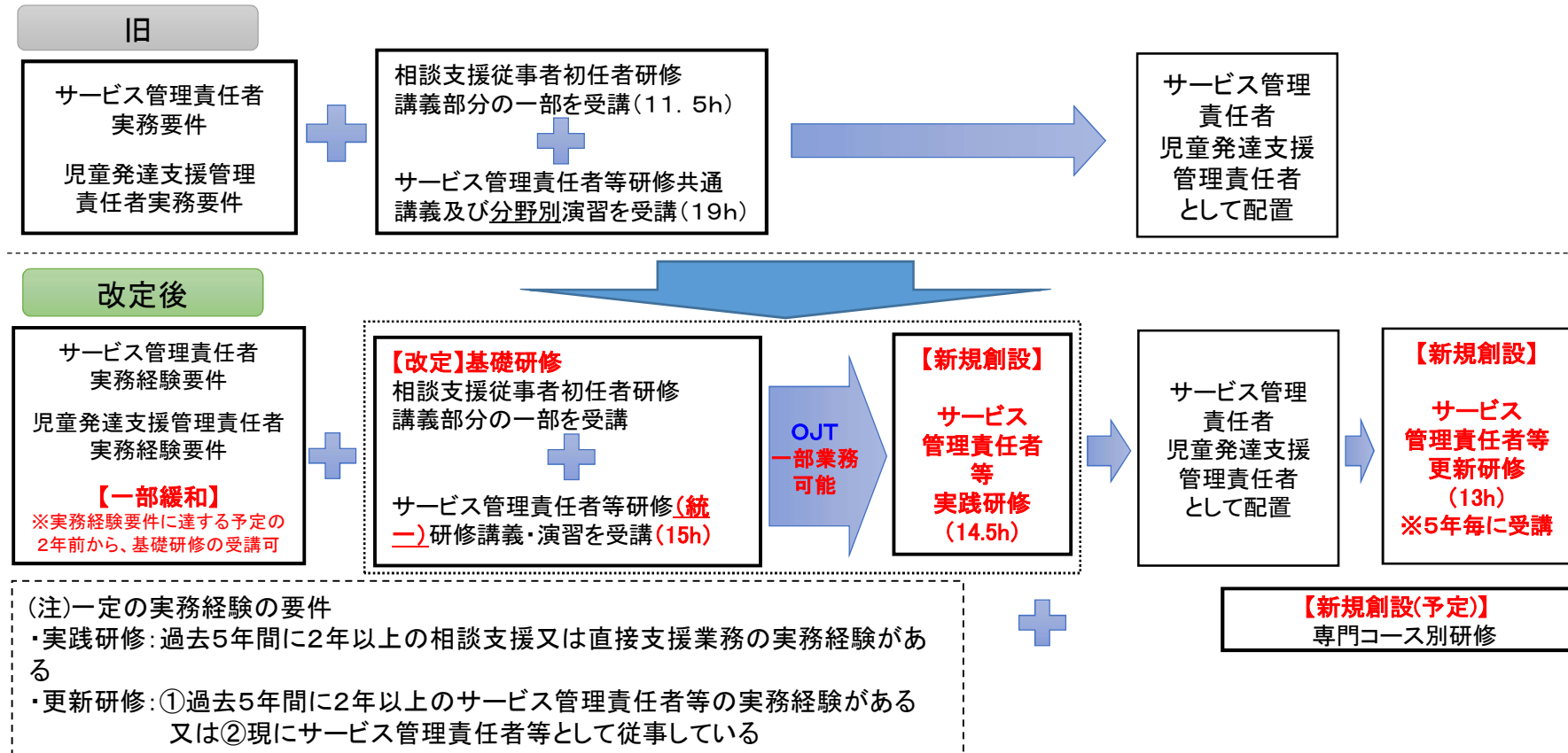
- 現行のサービス管理責任者等を養成するための研修は、1回限りであり、振り返りや更新の機会となる研修等を国としては定めていない。
- こうした現状において、受講者の状況に応じた段階的な研修実施ができておらず受講者の質の担保が困難であることや、更新研修などの機会が設定されていないためサービス管理責任者等の要件を満たした後における質の担保が困難であることが指摘されている。
(平成24年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス事業におけるサービス管理責任者養成のあり方に関する調査」)
- 平成28年度に実施した調査研究事業では、サービス管理責任者等の実務者の業務に対する認識は浸透してきているものの、業務実行状況には個々に大きな差があることが指摘されている。
(平成28年度障害者総合福祉推進事業「サービス管理責任者等の業務実態の把握と質の確保に関する調査研究事業」)
- 一方で、サービス管理責任者等の確保が困難であるため、サービス管理責任者等の要件である実務経験年数について緩和を求める声も挙がっている。



- 上記課題に対応すべく、平成27年度より3カ年で実施した厚生労働科学研究において、新たな研修制度の仕組みに関する研究及びモデル研修プログラムの開発を行った。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。
※ 平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は平成35年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。



サービス管理責任者等として従事するための要件

- サービス管理責任者等として配置されるためには、2つの要件を満たす必要。

障害者総合支援法【サービス管理責任者】 (平成31年度告示第109号)

児童福祉法【児童発達支援管理責任者】 (平成31年度告示第110号)

【1】 実務経験要件 (配置に関する)

・条件により年限が異なる。(次スライド: 詳細は告示を参照。)

① 法、② 保有する資格及び③ 従事経験の業務内容 による。

【2】 研修修了要件

1) 取得: 基礎研修、実践研修を修了

2) 維持: 実践研修修了の翌年度から5年間の間に1度更新研修を修了

❖ 研修受講においても実務経験要件あり。

❖ 研修の受講に関する実務経験要件

1) 基礎研修: サービス管理責任者等としての実務経験要件を満たす2年前から受講可。

2) 実践研修: 基礎研修修了後2年以上、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者としての一定程度の業務経験。

3) 更新研修: ① 過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の業務経験。又は② 現にこれらの業務に従事していること。

サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲	業務内容	実務経験年数			特区※ ³ (大阪・埼玉)		
		国家資格者※ ¹	有資格者※ ²	左記以外の者	国家資格者※ ¹	有資格者※ ²	左記以外の者
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務 [告示一イ(1)(一)]	a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	有資格者※ ²	5年以上	3年以上	3年以上	3年以上
	b 更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。						
	c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者						
	d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者						
	e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者						
	f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現; 介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者						
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者						
	(三) 直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 [告示一イ(1)(二)]	5年以上	有資格者※ ²	8年以上	3年以上	3年以上	3年以上
	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者						
	b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業に従事する者						
	c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者						
	d 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者						
e 特別支援学校等の従業者							
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者							

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

※2 上記(三)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)、
- (2) 保育士、
- (3) 児童指導員任用資格者、
- (4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現: 介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

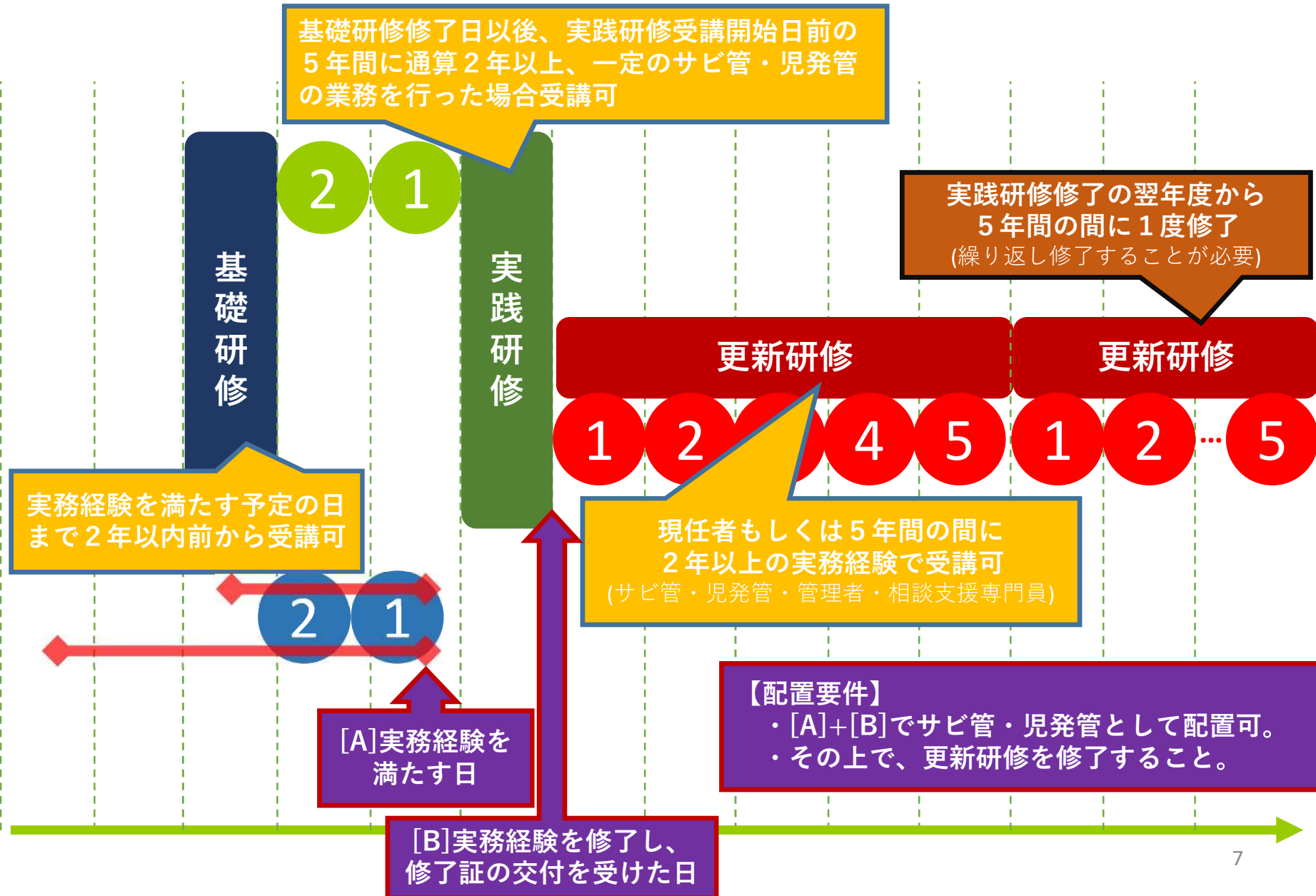
※3 令和元年度廃止予定(一定の経過措置を設ける予定)。

児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数 (下記に加え、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)						
			国家資格保有者※1	有資格者※3	それ以外の者				
障害者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は障害児（児童福祉法第4条第1項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	イ 相談支援の業務	(1) 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者 (2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。 (3) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者 (4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 (5) 学校において相談支援の業務に従事する者 (6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） 2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 3) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	3年以上	5年以上	5年以上				
	ロ 直接支援業務	(1) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者 (2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所、認定こども園、老人居宅介護等事業等に従事する者 (3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者 (4) 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者 (5) 学校等の従業者 その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者				5年以上	8年以上		
	【告示イ(1)(一)】								
	【告示イ(1)(二)】								
	【告示イ(1)(一)】								
	【告示イ(1)(二)】								
	【告示イ(1)(一)】								
	【告示イ(1)(二)】								
	【告示イ(1)(一)】								
	【告示イ(1)(二)】								
	【告示イ(1)(一)】								
	【告示イ(1)(二)】								

※1 上記イの相談支援業務及び上記ロの介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）
 ※2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。
 ※3 上記ロの直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可）
 1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等）
 2) 保育士
 3) 児童指導員任用資格者
 4) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置要件と研修受講要件



サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

経過措置について

① 現行研修受講済みの者について

サービス管理責任者等研修
(旧体系)
受講

H31.4~(新体系移行)

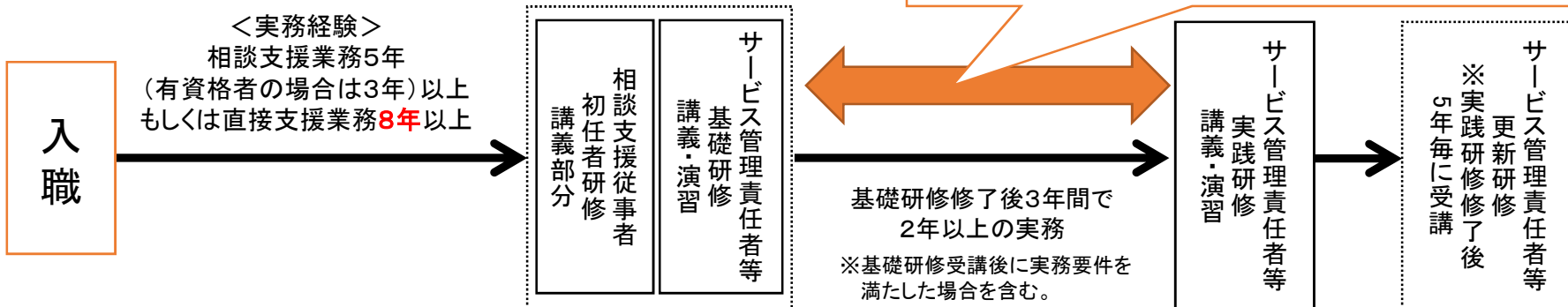
施行後5年間(H35年度末まで)は、更新研修受講前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能。

サービス管理責任者等更新研修
※5年毎に受講

② 基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について

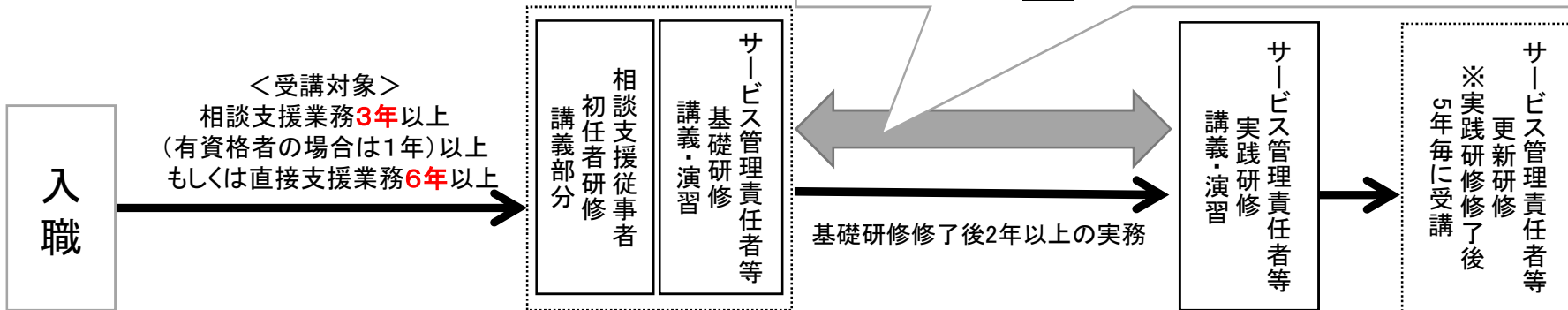
※H31~33の基礎研修受講者に限る

実務要件を満たしている場合は、基礎研修受講後3年間は、実践研修を受講していなくても、サービス管理責任者等とみなす。



配置時の取扱いの緩和等について

- 既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、**2人目**のサービス管理責任者等としては配置可能。
- 個別支援計画**原案**の作成が可能であることを明確化。



サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の位置付け

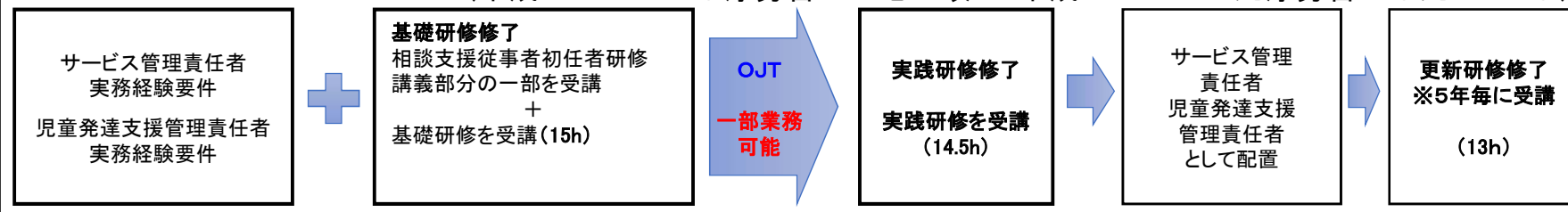
基準省令

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成一八・九・二九厚労令一七一)
指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成一八・九・二九厚労令一七二)
指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二四・二・三厚労令一五)
指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二四・二・三厚労令一六)
(従業者)

- 指定療養介護事業所ごと利用者の数の区分に応じ、サービス管理責任者を配置する。
- 児童発達支援管理責任者 一以上

告示

サービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成一八・九・二九厚労告五四四)
障害児通所施設又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの
(平成二四・三・三〇厚労告二二七/改正:平成三一・三・二九厚労告一〇九・一一〇)



通知

サービス管理責任者研修事業の実施について(平成一八・八・三〇 障発〇八三〇〇〇四)

- サービス管理責任者研修
- 児童発達支援管理責任者研修

都道府県等による初任者及び現任研修は
標準カリキュラム以上の内容で実施する。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の告示別表

相談支援従事者初任者研修講義（現行）		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	2h
	地域支援に関する講義	3h
合計		11.5h



基礎研修（うち相談支援従事者初任者研修講義部分）		時間数
講義	1 障害者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義	5h
	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	3 相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
合計		11h

共通講義及び分野別演習（旧）		時間数
講義	サービス管理責任者の役割に関する講義	6h
	アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	3h
演習	サービス提供プロセスの管理に関する演習	10h
合計		19h

基礎研修（うち研修講義、演習部分）（改正後）		時間数
講義	1 サービス管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義	7.5h
演習	2 サービス提供プロセスの管理に関する演習	7.5h
合計		15h

新設

実践研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供に関する講義及び演習	6.5h
	3 人材育成の手法に関する講義及び演習	3.5h
	4 多職種及び地域連携に関する講義及び演習	3.5h
合計		14.5h

更新研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供の自己検証に関する演習	5h
	3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習	7h
合計		13h

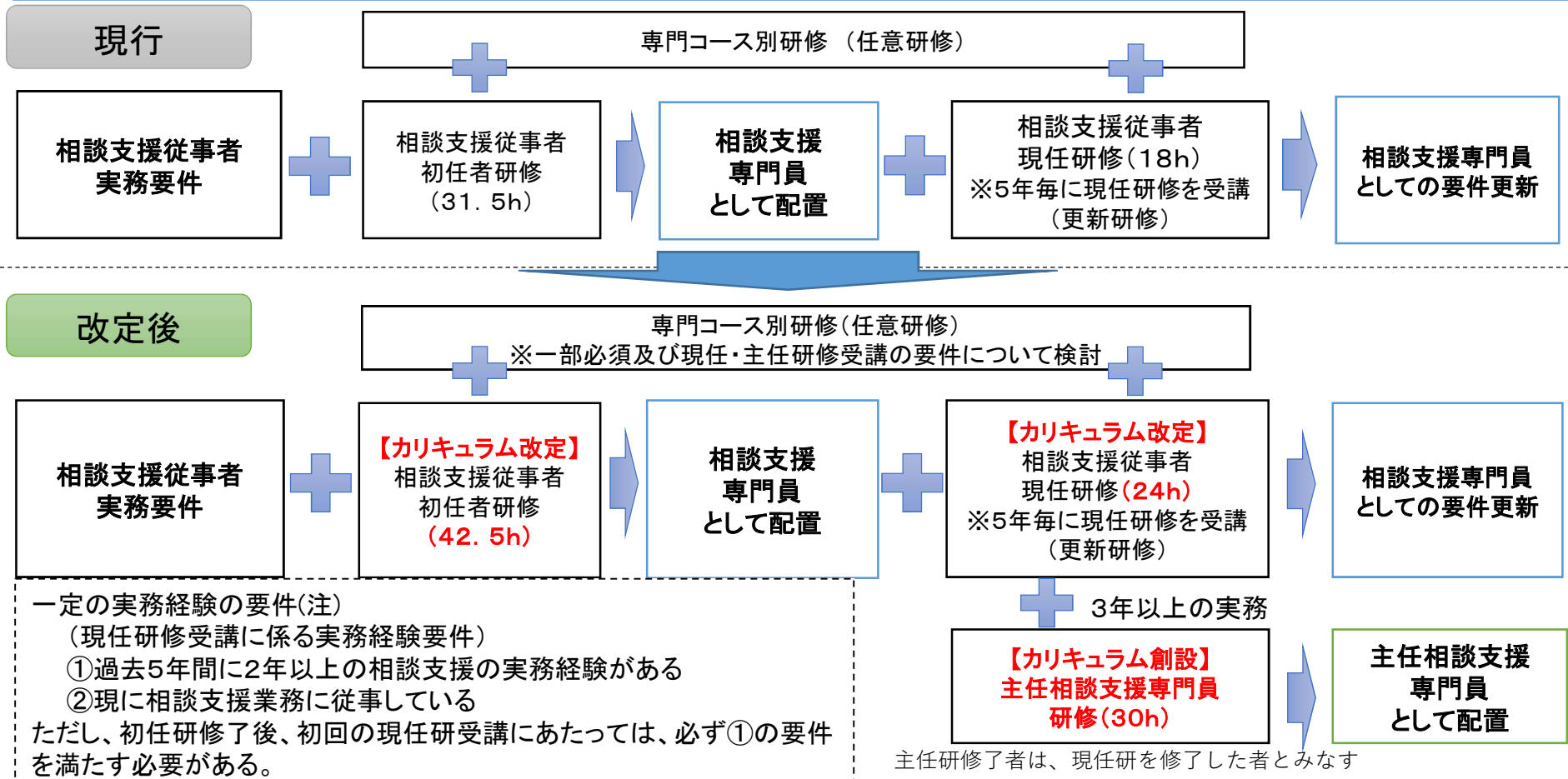
※実践研修は令和元年度の2年後より実施

※1 更新研修は、令和元年度から実施

※2 令和5年度までは1及び2のみの実施でも可とする

相談支援専門員の研修制度の見直しについて

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**現行のカリキュラムの内容を充実する。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修(更新研修含む)の受講に当たり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(注)**を追加。(※旧カリキュラム受講者は初回の更新時は従前の例による。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**



相談支援専門員研修の告示別表

初任者研修（現行）		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	8h
	地域支援に関する講義	6h
演習	ケアマネジメントプロセスに関する演習	11h
合計		31.5h

初任者研修（見直し後）		時間数
講義	障害者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義	5h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
講義及び演習	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31.5h
実習	相談支援の基礎技術に関する実習	—
合計		42.5h

現任研修・更新研修（現行）		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	2h
	地域生活支援事業に関する講義	
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	2h
	協議会に関する講義	2h
演習	ケアマネジメントに関する演習	12h
合計		18h

現任研修・更新研修（見直し後）		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	1.5h
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	3h
	人材育成の手法に関する講義	1.5h
講義及び演習	相談援助に関する講義及び演習 コミュニティワーク	18h
合計		24h

新設

主任相談支援専門員研修		時間数
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3h
	運営管理に関する講義	3h
講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13h
	地域援助技術に関する講義及び演習	11h
合計		30h